

(要領様式第 1 号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

5 長地環第 5 - 3 号
令和 5 年（2023 年）9 月 26 日
長野県長野地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根 拠 条 項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	○
(3) 条例第 39 条第 1 項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書 (写)	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事 項	内 容	
氏名及び住所	株式会社市川商会 代表取締役 市川 真一 長野県中野市大字越 1236 番地	
申請の区分 (I)	産業廃棄物処理施設の設置許可	
条例第 37 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県中野市大字壁田字大平 2270 番 1
	②廃棄物の処理施設の種類	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第 7 条第 8 号に規定する廃プラスチック類の焼却施設 ・ 施行令第 7 条第 13 号の 2 に規定する産業廃棄物の焼却施設
	③処理を行う廃棄物の種類	・ 焼却する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず（以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。） ・ 焼却する特別管理産業廃棄物 感染性産業廃棄物
	④廃棄物の処理施設の処理能力	48.0 t/日（2.0 t/h：24 時間稼働）
申請の区分 (II)	特別管理産業廃棄物処分業の新規許可	
条例第 37 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県中野市大字壁田字大平 2270 番 1
	②廃棄物の処理施設の種類	施行令第 7 条第 13 号の 2 に規定する産業廃棄物の焼却施設
	③処理を行う廃棄物の種類	感染性産業廃棄物
	④廃棄物の処理施設の処理能力	48.0 t/日（2.0 t/h：24 時間稼働）
申請の区分 (III)	産業廃棄物処分業の変更許可	
条例第 37 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県中野市大字壁田字大平 2270 番 1
	②廃棄物の処理施設の種類	・ 施行令第 7 条第 8 号に規定する廃プラスチック類の焼却施設 ・ 施行令第 7 条第 13 号の 2 に規定する産業廃棄物の焼却施設
	③処理を行う廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず（以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。）

	④廃棄物の処理施設の処理能力	48.0 t/日 (2.0 t/h : 24 時間稼働)	
	⑤変更の概要	新	旧
		○焼却する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 <u>動植物性残さ</u> 、ゴムくず (以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。)	○焼却する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず (以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。)
条例第37条	⑥周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 中野市壁田区、柳沢区、赤岩区、西笠原区、奥手山区、碓区、笠倉区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(2)イ	
	⑦関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) ・中野市長 ・周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
	⑧関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 第1回 令和5年9月2日(土) 午前9時から 第2回 令和5年9月16日(土) 午前9時から (場所) 株式会社市川商会 壁田焼却工場内 (中野市大字壁田字大平 2273 番)	
	⑨事業計画概要説明会終了報告書の縦覧場所、期間及び時間	(場所) 長野県長野地域振興局環境・廃棄物対策課 (期間) 令和5年9月26日(火) から10月10日(火) (土日・祝日その他の県の休日を除く。) (時間) 午前8時半から午後5時まで	

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第37条	○第36条第1項の対象関係市町村長 ○第36条第1項の対象関係住民	○事業計画概要説明会終了報告書の内容	15号	提出期限 令和5年10月10日(火) 提出先 〒381-0836 長野市大字南長野南県町686-1 長野県長野地域振興局環境・廃棄物対策課

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・提出書類はいずれも日本工業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。